

平成26年度 東京都立昭和高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年10月30日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的に対応する。
- (2) 被害の生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。
- (3) 周囲の生徒がいじめについて、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。
- (4) 複雑化・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

校長のリーダーシップの下、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止のための取組に関すること
- いじめの早期発見のための取組に関すること
- いじめの早期対応のための取組に関すること
- いじめの重大事態への対処に関すること

ウ 会議

原則として、学期1回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校いじめ対策委員会は、生活指導主任を委員長として、校長、副校長、各学年主任、養護教諭で構成する。その他、必要に応じて、校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、児童・生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 生徒の問題行動の未然防止に関すること
- 生徒の問題行動の早期解決に関すること
- 警察・児童相談所等関係機関との連携・協力に関すること
- 生徒の重大事態への対処に関すること

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、各分掌主任、学年主任、保護者代表、昭島市子ども家庭部子ども育成課職員、警察職員（スクールサポーター）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア クラス担任は、問題を抱えた生徒への積極的に働き掛け、生徒との人間関係及び信頼関係を構築する。

イ いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に実行できるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

ウ 定期的に生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、特別活動において、年に最低3回は、「いじめに関する授業」を実施する。

エ 生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組を支援する。

オ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議を開催する。

(2) 早期発見のための取組

ア 効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。実態調査で収集した情報に基づき、生徒に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、生徒たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

イ 生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、第1学年については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

ウ 年3回程度、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

エ クラス経営をクラス担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

オ 学校便りや保護者会を積極的に活用して、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明し、いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらい保護者からの早期の情報提供につなげる。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有し取り組む。学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害の生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

イ 被害の生徒の安全確保のために、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、被害の生徒の情報の共有など状況をきめ細かく把握する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。

ウ 加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の生徒への指導の充実を図る。

エ 勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

オ 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が间断なく見守る体制を構築するほか、被害の生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また、被害の生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握する。

イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の生徒の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 被害の生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

エ 必要に応じてスクールカウンセラー等を活用して、加害の生徒のケアを行う。重大事態に至るケースにおいては、加害の生徒の保護者のケアもスクールカウンセラー等を活用して、行う。

オ 学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、東京都教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

5 教職員研修計画

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実にできるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラー年度当初の学校便りや保護者会で紹介する。

(2) P T Aの役員等が被害・加害の生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

(2) 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校運営連絡協議会の学校評価アンケートの質問項目に、「学校は、体罰やいじめなど生徒の抱える様々な問題を見逃さず、悩みや相談に親身に応じてくれる。」をつくり、いじめ防止に対する評価を行い、基本方針の改善を年度末までに行う。